行政不服審査法

平成２６年法律第６８号

行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則
第２章　審査請求
第１節　審査庁及び審理関係人
第２節　審査請求の手続
第３節　審理手続
第４節　行政不服審査会等への諮問
第５節　裁決
第３章　再調査の請求
第４章　再審査請求
第５章　行政不服審査会等
第１節　行政不服審査会
第１款　設置及び組織
第２款　審査会の調査審議の手続
第３款　雑則
第２節　地方公共団体に置かれる機関
第６章　補則
附則

第１章　総則

（目的等）

第１条　この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

２　行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（処分についての審査請求）

第２条　行政庁の処分に不服がある者は、第４条及び第５条第２項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

powered by インターネット六法.com

（不作為についての審査請求）

第３条　法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

（審査請求をすべき行政庁）

第４条　審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一　処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４９条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第３条第２項に規定する庁の長である場合　当該処分庁等

二　宮内庁長官又は内閣府設置法第４９条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法第３条第２項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合　宮内庁長官又は当該庁の長

三　主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前２号に掲げる場合を除く。）　当該主任の大臣

四　前３号に掲げる場合以外の場合　当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第５条　行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第２条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該処分につき再調査の請求をした日（第６１条において読み替えて準用する第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して３月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二　その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

（再審査請求）

第６条　行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に

powered by インターネット六法.com

は、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。

2　再審査請求は、原裁決（再審査請求をすることができる処分についての審査請求の裁決をいう。以下同じ。）又は当該処分（以下「原裁決等」という。）を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

（適用除外）

第７条　次に掲げる処分及びその不作為については、第２条及び第３条の規定は、適用しない。

一　国会の両院若しくは１院又は議会の議決によってされる処分

二　裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三　国会の両院若しくは１院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四　検査官会議で決すべきものとされている処分

五　当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六　刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分

七　国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分

八　学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分

九　刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分

十　外国人の出入国又は帰化に関する処分

十一　専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二　この法律に基づく処分（第５章第１節第１款の規定に基づく処分を除く。）

2　国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

（特別の不服申立ての制度）

第８条　前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為

powered by インターネット六法.com

につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

第２章　審査請求

第１節　審査庁及び審理関係人

（審理員）

第９条　第４条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第１４条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第１７条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第３節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第２４条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一　内閣府設置法第４９条第１項若しくは第２項又は国家行政組織法第３条第２項に規定する委員会

二　内閣府設置法第３７条若しくは第５４条又は国家行政組織法第８条に規定する機関

三　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第１項に規定する委員会若しくは委員又は同条第３項に規定する機関

２　審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一　審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二　審査請求人

三　審査請求人の配偶者、４親等内の親族又は同居の親族

四　審査請求人の代理人

五　前２号に掲げる者であった者

六　審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七　第１３条第１項に規定する利害関係人

３　審査庁が第１項各号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、別表第１の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第１７条、第４０条、第４２条及び第５０条第２項の規定は、適用しない。

４　前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員

powered by インターネット六法.com

（第２項各号（第１項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第１号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第３１条第１項の規定による審査請求人若しくは第１３条第４項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第３４条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第３５条第１項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第３６条の規定による第２８条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第３７条第１項若しくは第２項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第１０条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

（総代）

第１１条　多数人が共同して審査請求をしようとするときは、３人を超えない総代を互選することができる。

２　共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

３　総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

４　総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

５　共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、２人以上の総代が選任されている場合においても、１人の総代に対してすれば足りる。

６　共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

第１２条　審査請求は、代理人によってすることができる。

２　前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（参加人）

第１３条　利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

２　審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に

powered by インターネット六法.com

参加することを求めることができる。

3　審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4　前項の代理人は、各自、第１項又は第２項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置）

第１４条　行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第１９条に規定する審査請求書又は第２１条第２項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなった行政庁に引き継がなければならない。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審理手続の承継）

第１５条　審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2　審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3　前２項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4　第１項又は第２項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5　第１項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が２人以上あるときは、その１人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6　審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

（標準審理期間）

第１６条　第４条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下

powered by インターネット六法.com

「審査庁となるべき行政庁」という。）は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員となるべき者の名簿）

第１７条　審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第２節　審査請求の手続

（審査請求期間）

第１８条　処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して１月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

２　処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３　次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で提出した場合における前２項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の提出）

第１９条　審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

２　処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　審査請求に係る処分の内容

三　審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日

powered by インターネット六法.com

四　審査請求の趣旨及び理由
五　処分庁の教示の有無及びその内容
六　審査請求の年月日
3　不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
二　当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
三　審査請求の年月日
4　審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求書には、第２項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。
5　処分についての審査請求書には、第２項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
一　第５条第２項第１号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合　再調査の請求をした年月日
二　第５条第２項第２号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合　その決定を経ないことについての正当な理由
三　審査請求期間の経過後において審査請求をする場合　前条第１項ただし書又は第２項ただし書に規定する正当な理由

（口頭による審査請求）
第２０条　口頭で審査請求をする場合には、前条第２項から第５項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

（処分庁等を経由する審査請求）
第２１条　審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第１９条第２項から第５項までに規定する事項を陳述するものとする。
2　前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第２９条第１項及び第５５条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。
3　第１項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

（誤った教示をした場合の救済）
第２２条　審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行

powered by インターネット六法.com

政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2　前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3　第１項の処分のうち、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合において、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書（第６１条において読み替えて準用する第１９条に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。）又は再調査の請求録取書（第６１条において準用する第２０条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4　再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、当該処分庁に再調査の請求がされた場合であって、再調査の請求人から申立てがあったときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第６１条において読み替えて準用する第１３条第１項又は第２項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

5　前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

（審査請求書の補正）

第２３条　審査請求書が第１９条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

（審理手続を経ないでする却下裁決）

第２４条　前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第４５条第１項又は第４９条第１項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2　審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなときも、前項と同様とする。

（執行停止）

第２５条　審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

powered by インターネット六法.com

2　処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3　処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4　前２項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5　審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6　第２項から第４項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

7　執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第４０条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

（執行停止の取消し）

第２６条　執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

（審査請求の取下げ）

第２７条　審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2　審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第３節　審理手続

（審理手続の計画的進行）

第２８条　審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

powered by インターネット六法.com

（弁明書の提出）

第２９条　審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

２　審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

３　処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　処分についての審査請求に対する弁明書　処分の内容及び理由

二　不作為についての審査請求に対する弁明書　処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

４　処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第１号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一　行政手続法（平成５年法律第８８号）第２４条第１項の調書及び同条第３項の報告書

二　行政手続法第２９条第１項に規定する弁明書

５　審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第３０条　審査請求人は、前条第５項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

２　参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第４０条及び第４２条第１項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

３　審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第３１条　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第４１条第２項第２号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

２　前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

powered by インターネット六法.com

3　口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
4　口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
5　口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（証拠書類等の提出）
第３２条　審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
2　処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。
3　前２項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（物件の提出要求）
第３３条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）
第３４条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

（検証）
第３５条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。
2　審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

（審理関係人への質問）
第３６条　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

（審理手続の計画的遂行）
第３７条　審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理

powered by インターネット六法.com

を行うため、第３１条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　審理員は、前２項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第３１条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第４１条第１項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第３８条　審査請求人又は参加人は、第４１条第１項又は第２項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第２９条第４項各号に掲げる書面又は第３２条第１項若しくは第２項若しくは第３３条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2　審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審理員は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前２項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

powered by インターネット六法.com

（審理手続の併合又は分離）

第３９条　審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

（審理員による執行停止の意見書の提出）

第４０条　審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

（審理手続の終結）

第４１条　審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

２　前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一　次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ　第２９条第２項　弁明書

ロ　第３０条第１項後段　反論書

ハ　第３０条第２項後段　意見書

ニ　第３２条第３項　証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ　第３３条前段　書類その他の物件

二　申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

３　審理員が前２項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第１項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第２項及び第４３条第２項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

（審理員意見書）

第４２条　審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

２　審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第４節　行政不服審査会等への諮問

powered by インターネット六法.com

第４３条　審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第４９条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法第３条第２項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第８１条第１項又は第２項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一　審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第９条第１項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二　裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第９条第１項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

三　第４６条第３項又は第４９条第４項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合

四　審査請求人から、行政不服審査会又は第８１条第１項若しくは第２項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五　審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六　審査請求が不適法であり、却下する場合

七　第４６条第１項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第４７条第１号若しくは第２号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

八　第４６条第２項各号又は第４９条第３項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事件記録の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（処分庁等が審査庁であ

powered by インターネット六法.com

る場合にあっては、審査請求人及び参加人）に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理員意見書の写しを送付しなければならない。

第５節　裁決

（裁決の時期）

第４４条　審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項の規定による諮問を要しない場合（同項第２号又は第３号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第２号又は第３号に該当する場合にあっては同項第２号又は第３号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第４５条　処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

２　処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

３　審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（処分についての審査請求の認容）

第４６条　処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第４８条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第３項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

２　前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一　処分庁の上級行政庁である審査庁　当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二　処分庁である審査庁　当該処分をすること。

３　前項に規定する一定の処分に関し、第４３条第１項第１号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために

powered by インターネット六法.com

必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4　前項に規定する定めがある場合のほか、第２項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第４７条　事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第４５条第３項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一　処分庁以外の審査庁　当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二　処分庁である審査庁　当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

（不利益変更の禁止）

第４８条　第４６条第１項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（不作為についての審査請求の裁決）

第４９条　不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2　不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3　不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一　不作為庁の上級行政庁である審査庁　当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二　不作為庁である審査庁　当該処分をすること。

4　審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第４３条第１項第１号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5　前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関

powered by インターネット六法.com

し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第３項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

（裁決の方式）

第５０条　裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一　主文

二　事案の概要

三　審理関係人の主張の要旨

四　理由（第１号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

２　第４３条第１項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

３　審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第６２条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。

（裁決の効力発生）

第５１条　裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第４６条第１項及び第４７条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。

２　裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

３　公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも１回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して２週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

４　審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。

（裁決の拘束力）

第５２条　裁決は、関係行政庁を拘束する。

２　申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

３　法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合に

powered by インターネット六法.com

は、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4　法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（証拠書類等の返還）

第５３条　審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第３２条第１項又は第２項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第３３条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第３章　再調査の請求

（再調査の請求期間）

第５４条　再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　再調査の請求は、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（誤った教示をした場合の救済）

第５５条　再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示しなかった場合において、審査請求がされた場合であって、審査請求人から申立てがあったときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。

2　前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

3　第１項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。

（再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合）

第５６条　第５条第２項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第６０条第１項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）

powered by インターネット六法.com

の一部を取り消す旨の第５９条第１項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあっては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。

（３月後の教示）

第５７条　処分庁は、再調査の請求がされた日（第６１条において読み替えて準用する第２３条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して３月を経過しても当該再調査の請求が係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。

（再調査の請求の却下又は棄却の決定）

第５８条　再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。

２　再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

（再調査の請求の認容の決定）

第５９条　処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

２　事実上の行為についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

３　処分庁は、前２項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

（決定の方式）

第６０条　前２条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしなければならない。

２　処分庁は、前項の決定書（再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。）に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができる旨（却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

（審査請求に関する規定の準用）

第６１条　第９条第４項、第１０条から第１６条まで、第１８条第３項、第１９条（第３項並びに第５項第１号及び第２号を除く。）、第２０条、第２３条、第２４条、第２５条（第３項を除く。）、第２６条、第２７条、第３１条（第５項を除く。）、

powered by インターネット六法.com

第３２条（第２項を除く。）、第３９条、第５１条及び第５３条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第２の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第４章　再審査請求

（再審査請求期間）

第６２条　再審査請求は、原裁決があったことを知った日の翌日から起算して１月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

２　再審査請求は、原裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（裁決書の送付）

第６３条　第６６条第１項において読み替えて準用する第１１条第２項に規定する審理員又は第６６条第１項において準用する第９条第１項各号に掲げる機関である再審査庁（他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁（第６６条第１項において読み替えて準用する第１４条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）は、原裁決をした行政庁に対し、原裁決に係る裁決書の送付を求めるものとする。

（再審査請求の却下又は棄却の裁決）

第６４条　再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

２　再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

３　再審査請求に係る原裁決（審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。）が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

４　前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁決等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁決等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁決等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（再審査請求の認容の裁決）

powered by インターネット六法.com

第６５条　原裁決等（事実上の行為を除く。）についての再審査請求が理由がある場合（前条第３項に規定する場合及び同条第４項の規定の適用がある場合を除く。）には、再審査庁は、裁決で、当該原裁決等の全部又は一部を取り消す。

２　事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合（前条第４項の規定の適用がある場合を除く。）には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

（審査請求に関する規定の準用）

第６６条　第２章（第９条第３項、第１８条（第３項を除く。）、第１９条第３項並びに第５項第１号及び第２号、第２２条、第２５条第２項、第２９条（第１項を除く。）、第３０条第１項、第４１条第２項第１号イ及び口、第４節、第４５条から第４９条まで並びに第５０条第３項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第３の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　再審査庁が前項において準用する第９条第１項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第１７条、第４０条、第４２条及び第５０条第２項の規定は、適用しない。

第５章　行政不服審査会等

第１節　行政不服審査会

第１款　設置及び組織

（設置）

第６７条　総務省に、行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第６８条　審査会は、委員９人をもって組織する。

２　委員は、非常勤とする。ただし、そのうち３人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第６９条　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

２　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命するこ

powered by インターネット六法.com

とができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7　総務大臣は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

１０　常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

１１　委員の給与は、別に法律で定める。

（会長）

第７０条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第７１条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（合議体）

第７２条　審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者３人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2　前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

powered by インターネット六法.com

（事務局）
第７３条　審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
２　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
３　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第２款　審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）
第７４条　審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第４３条第１項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）
第７５条　審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
２　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）
第７６条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）
第７７条　審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第７４条の規定による調査をさせ、又は第７５条第１項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）
第７８条　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

powered by インターネット六法.com

2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4　第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第７９条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第３款　雑則

（政令への委任）

第８０条　この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第２節　地方公共団体に置かれる機関

第８１条　地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2　前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3　前節第２款の規定は、前２項の機関について準用する。この場合において、第７８条第４項及び第５項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4　前３項に定めるもののほか、第１項又は第２項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第２５２条の７第１項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

第６章　補則

powered by インターネット六法.com

（不服申立てをすべき行政庁等の教示）

第８２条　行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

２　行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

３　前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でしなければならない。

（教示をしなかった場合の不服申立て）

第８３条　行政庁が前条の規定による教示をしなかった場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

２　第１９条（第５項第１号及び第２号を除く。）の規定は、前項の不服申立書について準用する。

３　第１項の規定により不服申立書の提出があった場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができる処分であるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができる処分であるときも、同様とする。

４　前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

５　第３項の場合を除くほか、第１項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

（情報の提供）

第８４条　審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。）につき裁決、決定その他の処分（同条において「裁決等」という。）をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。

（公表）

powered by インターネット六法.com

第８５条　不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

（政令への委任）
第８６条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

（罰則）
第８７条　第６９条第８項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

附則
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）
第２条　第６９条第１項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この法律の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

（経過措置）
第３条　行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
第４条　この法律の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第６９条第４項本文の規定にかかわらず、９人のうち、３人は２年、６人は３年とする。
２　前項に規定する各委員の任期は、総務大臣が定める。

（その他の経過措置の政令への委任）
第５条　前２条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第６条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則　（平成２９年３月３１日法律第４号）　抄

powered by インターネット六法.com

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで　略

五　次に掲げる規定　平成３０年４月１日

イから八まで　略

二　第８条の規定（同条中国税通則法第１９条第４項第３号八の改正規定、同法第３４条の２（見出しを含む。）の改正規定及び同法第７１条第２項の改正規定を除く。）並びに附則第４０条第２項及び第３項、第１０５条、第１０６条、第１０８条から第１１４条まで、第１１８条、第１２４条、第１２５条、第１２９条から第１３３条まで、第１３５条並びに第１３６条の規定

（罰則に関する経過措置）

第１４０条　この法律（附則第１条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第１４１条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第１（第９条関係）

第１１条第２項	第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第１３条第１項及び第２項	審理員	審査庁
第２５条第７項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第４０条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第２８条	審理員	審査庁
第２９条第１項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第２４条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに

powered by インターネット六法.com

第２９条第２項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第２９条第５項	審理員は	審査庁は、第２項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第３０条第１項及び第２項	審理員	審査庁
第３０条第３項	審理員	審査庁
	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第３１条第１項	審理員	審査庁
第３１条第２項	審理員	審査庁
	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第５０条第１項第３号において同じ。）
第３１条第３項から第５項まで、第３２条第３項、第３３条から第３７条まで、第３８条第１項から第３項	審理員	審査庁

powered by インターネット六法.com

まで及び第５項、第３９条並びに第４１条第１項及び第２項		
第４１条第３項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第１項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第２項及び第４３条第２項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第４４条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項の規定による諮問を要しない場合（同項第２号又は第３号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第２号又は第３号に該当する場合にあっては同項第２号又は第３号に規定する議を経たとき）	審理手続を終結したとき
第５０条第１項第４号	理由（第１号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

別表第２（第６１条関係）

powered by インターネット六法.com

第９条第４項	前項に規定する場合において、審査庁	処分庁
	（第２項各号（第１項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第１号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する	に、第６１条において読み替えて準用する
	若しくは第１３条第４項	又は第６１条において準用する第１３条第４項
	聴かせ、前項において読み替えて適用する第３４条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第３５条第１項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第３６条の規定による第２８条に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第３７条第１項若しくは第２項の規定による意見の聴取を行わせる	聴かせる
第１１条第２項	第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	処分庁
第１３条第１項	処分又は不作為に係る処分	処分
	審理員	処分庁
第１３条第２項	審理員	処分庁
第１４条	第１９条に規定する審査請求書	第６１条において読み替えて準用する第１９条に規定する再調査の請求書
	第２１条第２項に規定する審査請求録取書	第２２条第３項に規定する再調査の請求録取書
第１６条	第４条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁（以下「審査庁となる	再調査の請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁

powered by インターネット六法.com

	べき行政庁」という。）	
	当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）	当該行政庁
第１８条第３項	次条に規定する審査請求書	第６１条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書
	前２項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	第５４条に規定する期間
第１９条の見出し及び同条第１項	審査請求書	再調査の請求書
第１９条第２項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分
第１９条第４項	審査請求書	再調査の請求書
	第２項各号又は前項各号	第２項各号
第１９条第５項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
	審査請求期間	第５４条に規定する期間
	前条第１項ただし書又は第２項ただし書	同条第１項ただし書又は第２項ただし書
第２０条	前条第２項から第５項まで	第６１条において読み替えて準用する前条第２項、第４項及び第５項
第２３条（見出しを含む。）	審査請求書	再調査の請求書
第２４条第１項	次節に規定する審理手続を経ないで、第４５条第１項又は第４９条第１項	審理手続を経ないで、第５８条第１項
第２５条第２項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	処分庁

powered by インターネット六法.com

第２５条第４項	前２項	第２項
第２５条第６項	第２項から第４項まで	第２項及び第４項
第２５条第７項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第４０条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第３１条第１項	審理員	処分庁
	この条及び第４１条第２項第２号	この条
第３１条第２項	審理員	処分庁
	全ての審理関係人	再調査の請求人及び参加人
第３１条第３項及び第４項	審理員	処分庁
第３２条第３項	前２項	第１項
	審理員	処分庁
第３９条	審理員	処分庁
第５１条第１項	第４６条第１項及び第４７条	第５９条第１項及び第２項
第５１条第４項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	参加人
第５３条	第３２条第１項又は第２項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第３３条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件	第６１条において準用する第３２条第１項の規定により提出された証拠書類又は証拠物

別表第３（第６６条関係）

第９条第１項	第４条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされ	第６３条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。）

powered by インターネット六法.com

	た行政庁（第１４条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）	
	この節	この節及び第６３条
	処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	裁決庁等（原裁決をした行政庁（以下この章において「裁決庁」という。）又は処分庁をいう。以下この章において同じ。）
	若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第２４条	又は第６６条第１項において読み替えて準用する第２４条
第９条第２項第１号	審査請求に係る処分若しくは	原裁決に係る審査請求に係る処分、
	に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者	又は原裁決に関与した者
第９条第４項	前項に規定する場合において、審査庁	第１項各号に掲げる機関である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。）
	前項において	第６６条第１項において
	適用する	準用する
	第１３条第４項	第６６条第１項において準用する第１３条第４項
	第２８条	同項において読み替えて準用する第２８条
第１１条第２項	第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	第６６条第１項において読み替えて準用する第９条第１項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）又は委員会等である再審査庁
第１３条第１項	処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分	原裁決等の根拠となる法令に照らし当該原裁決等
	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第１３条第２項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第１４条	第１９条に規定する審査請求書	第６６条第１項において読み替えて準用する第１９条に規定する再審査請求書
	第２１条第２項に規定する審査	同項において読み替えて準用する第２１

powered by インターネット六法.com

	請求録取書	条第２項に規定する再審査請求録取書
第１５条第１項、第２項及び第６項	審査請求の	原裁決に係る審査請求の
第１６条	第４条又は他の法律若しくは条例	他の法律
	関係処分庁（当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。）	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁
第１７条	関係処分庁	当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁
第１８条第３項	次条に規定する審査請求書	第６６条第１項において読み替えて準用する次条に規定する再審査請求書
	前２項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	第５０条第３項に規定する再審査請求期間（以下この章において「再審査請求期間」という。）
第１９条の見出し及び同条第１項	審査請求書	再審査請求書
第１９条第２項	処分についての審査請求書	再審査請求書
	処分の内容	原裁決等の内容
	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	原裁決
	処分庁	裁決庁
第１９条第４項	審査請求書	再審査請求書
	第２項各号又は前項各号	第２項各号
第１９条第５項	処分についての審査請求書	再審査請求書
	審査請求期間	再審査請求期間
	前条第１項ただし書又は第２項ただし書	第６２条第１項ただし書又は第２項ただし書

powered by インターネット六法.com

第２０条	前条第２項から第５項まで	第６６条第１項において読み替えて準用する前条第２項、第４項及び第５項
第２１条の見出し	処分庁等	処分庁又は裁決庁
第２１条第１項	審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等	再審査請求は、処分庁又は裁決庁
	処分庁等に	処分庁若しくは裁決庁に
	審査請求書	再審査請求書
	第１９条第２項から第５項まで	第６６条第１項において読み替えて準用する第１９条第２項、第４項及び第５項
第２１条第２項	処分庁等	処分庁又は裁決庁
	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段	再審査請求書又は再審査請求録取書（第６６条第１項において準用する前条後段
	第２９条第１項及び第５５条	第６６条第１項において読み替えて準用する第２９条第１項
第２１条第３項	審査請求期間	再審査請求期間
	処分庁に	処分庁若しくは裁決庁に
	審査請求書	再審査請求書
	処分についての審査請求	再審査請求
第２３条（見出しを含む。）	審査請求書	再審査請求書
第２４条第１項	審理手続を経ないで、第４５条第１項又は第４９条第１項	審理手続（第６３条に規定する手続を含む。）を経ないで、第６４条第１項
第２５条第１項	処分	原裁決等
第２５条第３項	処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁	再審査庁
	処分庁の意見	裁決庁等の意見
	執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない	原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる
第２５条	前２項	前項

powered by インターネット六法.com

第４項		
	処分	原裁決等
第２５条第６項	第２項から第４項まで	第３項及び第４項
	処分	原裁決等
第２５条第７項	第４０条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	第６６条第１項において準用する第４０条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき（再審査庁が委員会等である再審査庁である場合にあっては、執行停止の申立てがあったとき）
第２８条	処分庁等	裁決庁等
	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第２９条第１項	審理員は	審理員又は委員会等である再審査庁は、審理員にあっては
	審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない	委員会等である再審査庁にあっては、再審査請求がされたときは第６６条第１項において読み替えて準用する第２４条の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、速やかに、それぞれ、再審査請求書又は再審査請求録取書の写しを裁決庁等に送付しなければならない
第３０条の見出し	反論書等	意見書
第３０条第２項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第３０条第３項	審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に	審理員又は委員会等である再審査庁は
	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ	、これを再審査請求人及び裁決庁等に
第３１条第１項から第４項まで	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第３１条第５項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	処分庁等	裁決庁等
第３２条	処分庁等は、当該処分	裁決庁等は、当該原裁決等

powered by インターネット六法.com

第２項		
第３２条第３項及び第３３条から第３７条まで	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第３８条第１項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	第２９条第４項各号に掲げる書面又は第３２条第１項若しくは第２項若しくは	第６６条第１項において準用する第３２条第１項若しくは第２項又は
第３８条第２項、第３項及び第５項、第３９条並びに第４１条第１項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
第４１条第２項	審理員	審理員又は委員会等である再審査庁
	イからホまで	ハからホまで
第４１条第３項	審理員が	審理員又は委員会等である再審査庁が
	審理手続を終結した旨並びに次条第１項	審理員にあっては審理手続を終結した旨並びに第６６条第１項において準用する次条第１項
	審査請求書、弁明書	再審査請求書、原裁決に係る裁決書
	同条第２項及び第４３条第２項	第６６条第１項において準用する次条第２項
	を通知する	を、委員会等である再審査庁にあっては審理手続を終結した旨を、それぞれ通知する
	当該予定時期	審理員が当該予定時期
第４４条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項の規定による諮問を要しな	審理員意見書が提出されたとき（委員会等である再審査庁にあっては、審理手続を終結したとき）

powered by インターネット六法.com

	い場合（同項第２号又は第３号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第２号又は第３号に該当する場合にあっては同項第２号又は第３号に規定する議を経たとき）	
第５０条第１項第４号	第１号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合において、第１号の主文が審理員意見書と異なる内容であるときは
第５０条第２項	第４３条第１項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合
第５１条第１項	処分	原裁決等
	第４６条第１項及び第４７条	第６５条
第５１条第４項	及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	並びに処分庁及び裁決庁（処分庁以外の裁決庁に限る。）
第５２条第２項	申請を	申請若しくは審査請求を
	棄却した処分	棄却した原裁決等
	処分庁	裁決庁等
	申請に対する処分	申請に対する処分又は審査請求に対する裁決
第５２条第３項	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等
第５２条第４項	処分の	原裁決等の
	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等

powered by インターネット六法.com

この PDF ファイルは「インターネット六法.com」で掲載中の法令をそのまま PDF 化したものです。
誤字脱字や条文が抜けている等間違った箇所を発見した場合は、お手数ですが「お問い合わせ（https://xn--eckucmux0ukcy120betvc.com/pages/contact/）」よりお教えください。よろしくお願いします。

インターネット六法が少しでもあなたの役に立てれば光栄です。
これからもインターネット六法を宜しくお願いします。

---

powered by インターネット六法.com